

令和7年9月4日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童養護第一係	奥村	内線 3560 直通 058-272-8325 FAX 058-278-2644

児童保護措置費徴収金の算定誤りについて

県中央子ども相談センターにおいて、保護者等から徴収する児童保護措置費徴収金の算定誤りが4件（4世帯）あることが判明しました。

対象世帯には算定誤りを謝罪しており、今後改めて算定結果を通知し、過小算定分の追加納付及び過大算定分の返還を行います。

児童保護措置費徴収金とは

- ・ 児童福祉法に基づき、児童相談所（当県では「子ども相談センター」）が家庭で適切な養育を受けられないと判断した児童を、児童養護施設などに入所措置（児童保護措置）した場合に、当該児童の保護者等からその負担能力に応じて徴収する費用
- ・ 徴収金の額は、保護者等の所得課税証明書の内容や家庭状況調査の結果等により算定（毎年7月、所得状況等を再確認し、再算定を行う。）

記

1 経緯

- ・ 令和7年7月、中央子ども相談センターにおいて、令和7年度の徴収金算定作業を行っていた中で、令和6年度の徴収金を過小算定したケースが1件あることが判明
- ・ 直ちにその原因を調査するとともに、県内全ての子ども相談センターにおいて過去5年分の見直しを行ったところ、中央子ども相談センターにおいて新たに過大算定したケースが3件あることが判明

調査対象期間 令和2年7月分～令和7年6月分（5年分）

調査対象世帯 延べ3,335世帯

調査結果 算定誤り4件

- ・ 過小算定1件 正しい徴収金との差額 108,000円
 - ・ 過大算定3件 正しい徴収金との差額 計 207,680円
- ※ 過大算定3件のうち1件は未納であったため、残り2件について、一部未納額を除く計 97,900円の返還を行います。

2 算定誤りの内容

番号	年度	算定額（1か月分）			対象月数	差額計	追加徴収額	返還額（※）
		誤	正	差額				
1	R6	4,500円	13,500円	△9,000円	12	△108,000円	108,000円	—
2	R4	18,700円	13,500円	5,200円	11	57,200円	—	38,500円
3	R4	14,850円	7,260円	7,590円	12	91,080円	—	0円
4	R2	14,850円	9,900円	4,950円	12	59,400円	—	59,400円
							108,000円	97,900円

※未納額を除いた額を返還します。

3 算定誤りの原因

(1) 表番号1の算定誤り

令和6年分の算定において、家庭状況調査の結果を反映させず、令和5年度と同額で算定していたため。

(2) 表番号2～4の算定誤り

所得課税証明書の内容等を誤って算定シートに入力し、算定していたため。

4 対応

- ・ 算定誤りの4世帯に対して謝罪するとともに、改めて算定結果を通知します。
- ・ 過小算定したケースについては追加納付を依頼し、過大算定したケースについては返還を行います。

5 再発防止策

- ・ 算定誤りがあった中央子ども相談センターにおいては、算定シート入力時の注意事項等について、改めて職員研修を行うほか、決裁時には計算シートの確認だけでなく、再計算を徹底する等、チェック体制を強化します。
- ・ また、全ての子ども相談センターに対し、注意喚起を実施するほか、複数職員による確認の徹底とチェックする際のポイント等について職員に周知徹底を図ります。